

平成 30 年度 第 4 回江津市農業委員会総会

日時：平成 30 年 7 月 20 日(金) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第3 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第3号 非農地証明について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第6 その他

○ 出席農業委員（10名）

- 1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番藤井孝子 4 番和田幸子
5 番二本木俊二 6 番大村理之 7 番山本秀彦 8 番田代和秋
9 番深野政勝 11 番柳原良雄

○ 出席推進委員（9名）

崎谷靖徳、佐々木要、河村博幸、流理森、湯淺憲昭
仲津和法、壺岐和功、階本誠一、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長笠井裕司 次長西谷公巳夫

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 30 年度、第 4 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会 長 おはようございます。今月の 6 日と 7 日に、江川沿線で江の川の増水による災害が発生しております。先日も桜江等を見させて頂きましたけれど、農地それから農業施設、農業機械が大きな被害を受けられて、皆様にお見舞い申し上げたいと思います。また、ご存知のように私ども農家の方々、農家人口が高

齢化している中で、こういった大きな被害を受けられて非常に農家の方も、今後やっていく意欲を失くされるのではないかと感じているところでもあります。また、遊休農地の発生防止の調査が始まりますけれど、私ども農業委員会として、こういった皆様に何の支援が出来るのかということなどを、その他が終わった後に皆様の意見を頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、ただ今より、平成30年度、第4回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、まだ来ておられない方もおりますが、現在欠席をお聞きしておりますのは、原田委員と佐々木康規推進委員と井上推進委員から欠席の報告を頂いております。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。また、発言の際には、挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、9番 深野 政勝 委員、10番 柳原 良雄 委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

農地法 第3条

《 千田町 》

会 長 日程第2、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は2ページをご覧ください。場所は位置図の1ページと2ページをご覧ください。農地の所在は、●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●●、登記簿現況ともに畑で、面積は●●●●㎡です。同じく●●●●●、登記簿現況ともに田で、面積は●●●●㎡です。同

たしました。その際にお話を聞き、高齢であるため思うように耕作が出来なくなったこと、5、6年前から●●●●に住んでおられる甥に任せて、田畑を耕作してもらって管理をしておられます。栗栖さんの方にも耕作の意志がありまして、これからも作っていきたいということと、営農計画書も出されておりました。農業を拡大したいということで、所有権移転をされるということです。田畑もきちんと作っておられるようで、この方がベストなことだと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

●番委員 　●●●●は、登記簿上は宅地となっているが畑なのですか。

事務局 　農地台帳上、登記が畑であっても雑地であっても原野であっても、それは耕作がされていれば、農地法上は畑という事で解釈されますので、ここに出てきます。農地法上そのような捉え方となっております。

●番委員 　千田農免道を毎日通っておりますが、ここの道路より位置図で言いますと下の辺り、法面がほとんどというように思うのですが。

4番委員 　法面はありますけれど、その上の方は耕作されています。

事務局 　法面があって、その上に多少の畑があります。千田農免が後から出来ていきますので、のりになってその上にこういった畑が存在すると。今言われた逆の所の対面は中山間総合整備事業で圃場整備してしまして、きちんとした圃場ですので、ここは管理等をしています。

会 長 　よろしいでしょうか。

●番委員 　はい、わかりました。

会 長 　他にございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

《 二宮町神主 》

会 長 次に、議案第 1 号、「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 4 ページをご覧ください。場所は位置図の 3 ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに畑です。面積が●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田です。面積が●●●●㎡です。田が 1 筆、畑が 1 筆の 2 筆で、合計●●●●㎡です。権利は 3 条の無償移転です。譲渡人は●●●●さん、●●●●の方です。申請事由は、譲渡人は遠隔地に居住しており、また高齢であり申請地の管理を譲受人が行っているため、この機会に譲渡するということです。譲受人は●●●●さん、●●●●の方です。経営面積は●●●●a です。申請事由は、譲受人は譲渡人より申請地を譲り受けて、農業を拡大したいということです。受入世帯の稼働人員は 2 人中 2 人です。申請人は本藤行政書士さんで、対価は無償譲渡です。担当委員は深野委員です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9 番委員 位置図は 3 ページをご覧ください。上の方は江津皆井田線、右側の方は跡市へ行く方向になります。二宮町コミュニティセンターが都野津から上がってくるとありますが、その所から右折しまして那賀東部広域農道を 500m くらい進みまして、飯田川に橋がありますが、その手前から南へ川に沿って 300m くらい進みますと現地になります。●●●●さんは、●●●●さんと叔母の関係で、長年に渡って●●●●の方におられまして、●●●●さんが現地を耕作しておられました。更に高齢になりましたので、今回譲るということでございますので、よろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の

2については、可決されました。

農地法 第4条

《 二宮町神村 》

会 長 日程第3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は5ページをご覧ください。場所は位置図の4ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿現況ともに田で面積は●●●●㎡です。合計2筆で●●●●㎡です。申請人は●●●●さん、●●●●、地方公務員の方です。転用目的は墓地で、転用理由は申請地に墓地を設置するためということです。申請人は本人で、担当委員は深野委員です。工期は許可日から平成30年8月31日までです。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

9番委員 位置図は4ページをご覧ください。こちらは二宮町神村地内にありまして、道路がありますが、都野津町西交差点から江津皆井田線を1.5kmほど進みますと、神村の駐車場があります。そこを少し過ぎまして、右折して入った所です。今回、この土地を墓地に転用するという事で、間違いありませんのでよろしく願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第4条第1項の規定による許可申請の1については、可決されました。

非農地証明

《 渡津町 》

会 長 次に日程第4、議案第3号「非農地証明の1及び2について」は、隣接地

でありますので、一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と野村推進委員から調査結果の報告をいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書は 6 ページをご覧ください。場所は位置図の 5 ページになります。農地の所在は●●●●、登記簿は畑で現況は原野です。面積が●●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●●さんの相続人の方です。住所は●●●●です。非農地の事由は、昭和年月日不詳より耕作放棄されて現況が原野となっているということです。申請人は●●●●さん、担当委員は農業委員の佐々木英夫委員と農地利用最適化推進委員の野村委員です。同じく●●●●、登記簿は畑で現況は原野です。面積が●●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●●さんの相続人です。住所は●●●●の方です。非農地の事由は、先程と同じく昭和年月日不詳より耕作放棄されて現況が原野となっているということです。申請人は佐々木さん、担当委員は農業委員の佐々木英夫委員と農地利用最適化推進委員の野村委員です。写真もありますので、一緒にご覧下さい。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図の 5 ページをご覧ください。県立江津養護学校、その右上には社会福祉法人西武島根医療福祉センターがあります。その養護学校の前に申請地がございます。写真の方が分かり易いと思います。一番上の写真では、右側に養護学校のグラウンドがありまして、赤い枠で場所が示されています。民家もありますが、養護学校下の緑の部分は全て竹林の状態になっています。真ん中の写真にありますように、密植といいますが、人が入れないような隙間の無い竹林となっています。13 日の夕方に野村推進委員と現地の確認をさせて頂きました。家主さんはこちらにおりませんのでご不在です。前の家の方は野村推進委員をご存知の方でしたので、詳しくお話をさせて頂きました。また、野村推進委員のご自宅から近い所でもありますので、野村推進委員から詳しくご報告を頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

野村推進委員 先週の 13 日に佐々木委員と現地確認をいたしました。場所は今説明がありました通りで、こちらは旧国道の通りになります。清和養護学校の真下で、ここの道は少し坂になっていまして、その下に申請地がございます。写真にございますように、竹が 7m か 8m くらいで密集しておりまして、所々 10m くら

らいあるでしょうか、倒木が点在しております。中に入ることが出来ないくらい、余地が無いくらい密集しております、相当長い間放棄されていたような印象を受けました。今は所有者の方が、●●●●とか●●●●の方にいらっしやいますので、近所の方にお話しを聞きますと、●●●●さんという家が対象地の下にあるのですが、現在他人にお譲りになっていまして、別の方が住んでおられました。この方と関連のある方だと近所の方が言っておられました。その隣に空白の家がありまして、その隣に●●●●さんという家がありますけれど、●●●●さんと●●●●さんの間の家が●●●●の●●●●さんの自宅でございます。もう十数年は空き家になっていまして、今にも崩れそうな家があります。いずれにしましても長期間、耕作放棄されて現状では農地としては、非常に困難だと判断いたします。

会 長 　ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 及び 2 については、証明することに決しました。

《 後地町 》

会 長 　次に議案第 3 号「非農地証明の 3 及び 4 について」は、隣接地でありますので、一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員と河村推進委員から調査結果の報告をお願いします。事務局の説明をお願いします。

事務局 　議案書は 6 ページと 7 ページです。場所は位置図の 6 ページをご覧ください。写真も用意しておりますので、そちらもご覧ください。農地の所在は●●●●番、登記簿は畑で現況は原野です。面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿は畑で現況は原野です。面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿は畑で現況は原野です。面積は●●●●㎡です。合計 3 筆で●●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和 49 年月日不詳より耕作しておらず原野となっているということです。申請人は本

藤行政書士さんで、担当委員は農業委員の藤井委員と農地利用最適化推進委員の河村委員です。続きまして、7ページをご覧ください。農地の所在は●●●●、登記簿は畑で現況は原野です。面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿は畑で現況は原野です。面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿は畑で現況は原野です。面積は●●●●㎡です。同じく●●●●、登記簿は畑で現況は原野です。面積は●●●●㎡です。合計4筆で●●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●●の方です。非農地の事由は、申請地は昭和49年月日不詳より耕作しておらず原野となっているということです。申請人は本藤行政書士さんで、担当委員は農業委員の藤井委員と農地利用最適化推進委員の河村委員です。

会 長 それでは、藤井委員及び河村推進委員から調査結果の報告をお願いします。先に藤井委員より調査結果の報告をお願いします。

3番委員 それでは報告をいたします。位置図の6ページをご覧ください。右下に尾浜の交差点がありますが、この下の辺りは江東駐在所や江津東小学校がある通りです。交差点から海の方へJR高架をくぐりまして、300mくらいの所に真ん中にあります尾浜共同集荷所があるのですが、そこを通過して更に50mほど海の方へ進んだ所に位置します。周辺はおおかた山林の感じになっている所です。写真を見て頂くと最初の写真は電柱が立っていますが、電柱の向こう側になります。二枚目の写真はそこから少し奥に進んだ所です。手前は草が刈ってありますが、そこは違います。その奥の土地になります。7月14日に所有者の●●●●さんに立ち会って頂きまして、河村推進委員とお話を伺いました。この土地を●●●●さんが3年前に自分で購入した際について、そのときは既に荒れておりまして、●●●●さん自身も農業の経験は無く、手を付けることも無く過ぎていったようです。写真では分かりにくいですが、人の背丈以上あるような草が生えていたり、雑木があったりして、耕作をするのは困難な状況ではないかと判断をしました。それから、同じく隣接をしている●●●●さんにもお話を伺ったのですが、こちらも長期間耕作をしていないということで、同じような状態なのですが、もう一人では手に負えない、耕作を今後するような意思も見られない感じでした。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会 長 それでは、河村推進委員から調査結果の報告をお願いします。

河村推進委員 今、藤井委員から詳しく説明をして頂きました。14日に●●●●さんと藤井委員と私とで現地を確認いたしました。事由にもありましたが昭和49年以降より耕作をしておらず、写真を見て頂くと1mか2mくらいの雑草が生えておりました。皆さんもこれから耕作することは困難だと話しておられました。これは非農地ということしかないのではと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の3及び4については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第5、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利集積計画の承認についてをご覧頂きたいと思っております。1ページをご覧下さい。地区ですが、今回は●●●●と●●●●です。●●●●は10年間で畑が1筆、●●●●㎡です。これは再設定の方です。●●●●は5年間で畑が1筆、●●●●㎡です。これも再設定の方です。合計が●●●●㎡となっております。2ページをご覧下さい。農地の所在は●●●●、地目は登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●㎡です。内容は再設定です。利用権を設定する者は●●●●さん、●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●、●●●●の方です。利用目的は畑で、期間は10年5ヶ月、10a当り賃借料が●●●●円です。賃貸借で農●●●●となっております。続きまして、●●●●、地目は登記簿現況ともに畑です。面積は●●●●㎡です。内容は再設定です。利用権を設定する者は●●●●さん、●●●●の方です。利用権の設定を受ける者が●●●●、●●●●の方です。利用目的は畑で、期間は5年、10a当り賃借料が●●●●円です。賃貸借で●●●●となっております。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他については、総会終了後に行います。よろしくをお願いいたします。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 4 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員